

吉野ヶ里町立中学校統合整備基本構想・基本計画策定等業務委託プロポーザル審査基準

(目的)

第1条 この審査基準は、吉野ヶ里町立中学校統合整備基本構想・基本計画策定等業務委託プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）及び吉野ヶ里町立中学校統合整備基本構想・基本計画策定等業務委託候補者選定要綱（令和8年吉野ヶ里町訓令第18号。以下「選定要綱」という。）に基づき、参加者から提出された書類並びにプレゼンテーション及びヒアリングを適正かつ公平に評価するため、評価項目、評価方法、配点その他必要な事項を定めるものとする。

(審査区分及び配点)

第2条 審査は、吉野ヶ里町教育委員会事務局（以下「事務局」という。）が行う一次審査及びプロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）が行う二次審査に区分することとし、審査区分、評価対象、実施者及び配点は、次のとおりとする。

審査区分	評価対象	実施者	配点
一次審査	参加表明書等	事務局	50点
二次審査	技術提案書、参考見積書、プレゼンテーション及びヒアリング	委員会	100点
合 計			150点

(一次審査の方法)

第3条 一次審査は、参加資格を有する者について、提出期限までに提出された参加表明書等及びその裏付け資料に基づき、次条の基準により行う。提出書類で確認できない実績、資格又は体制は評価対象とはしない。

2 同一の業務実績が複数の評価項目に該当する場合は、各評価項目の趣旨に応じて評価する。ただし、同一評価項目内で同一実績を重複して計上しない。

3 事務局は、評価項目ごとの確認結果及び採点根拠を一次審査票に記録する。

(一次審査基準)

第4条 一次審査の評価項目、評価方法及び配点は、次のとおりとする。

評価項目	評価方法	配点
法人の業務実績	平成28年4月1日から令和8年3月31日に元請として完了し、提出書類で確認できる実績。 ・同種業務：1件につき3点	15点

	・類似業務：1件につき2点	
管理技術者の業務実績	平成28年4月1日から令和8年3月31日に元請業務の担当者として従事し、提出書類で確認できる実績。 ・同種業務：1件につき3点 ・類似業務：1件につき2点 ・上限8点。	8点
主任技術者の業務実績	平成28年4月1日から令和8年3月31日に元請業務の担当者として従事し、提出書類で確認できる実績。 ・同種業務：1件につき3点 ・類似業務：1件につき2点 ・上限7点。	7点
管理技術者・主任技術者の能力及び資格	各技術者について、提出された資格、経歴及び専門分野が本業務の内容とどの程度関連し、業務遂行に活用できるかを別表1の尺度で評価する。各5点。	10点
本業務の推進体制	別表2の4項目を評価する。	10点
合 計		50点

2 同種業務及び類似業務の定義は、実施要領に定めるところによる。

3 管理技術者又は主任技術者の実績が配点上限を超える場合は、それぞれの上限点を得点とする。

4 別表2の各評価項目は、満点の判断基準を全て満たす場合は満点、一部を満たす場合は満点の2分の1（0.5点単位）、確認できない場合は0点とする。

（二次審査基準）

第5条 二次審査の評価項目、評価内容及び配点は、次のとおりとする。

分類	評価項目	主な評価内容	配点
提案内容 (20点)	業務目的の理解度及び提案の具体性	業務目的・内容の理解、提案の具体性及び実効性	5点
	業務工程及び実施方策の妥当性	現実的かつ計画的な工程、実施手順及び進行管理	5点
	多面的な発想及び視点	社会情勢及び学校施設整備の方向性を踏まえた視	5点

		点	
	効率性・実現性	効率性、効果及び実現可能性	5 点
特定テーマ に対する企 画提案 (60 点)	関係者の意見把握及び 基本構想・基本計画へ の反映	多様な意見の把握・整 理・反映手法、ワークシ ョップ等との連携	15 点
	候補地比較及び建設地 選定	客観的な比較評価、事業 実現性の課題把握、説明 可能性	15 点
	新しい時代の学びを実 現する学校施設整備の 考え方	町の基本方針等を踏まえ た施設ビジョン、検討手 法、事業費・維持管理・ 工程への配慮	15 点
	独自提案（本町の地域 特性等を踏まえた提 案）	本町の地域特性、教育環 境及び統合中学校整備の 目的を踏まえ、業務成果 の向上又は業務推進の円 滑化に資する提案である か	15 点
見積書 (10 点)	見積金額	第 7 条に定める価格評価式 による。	10 点
プレゼンテ ーション (10 点)	業務担当予定技術者の 説明能力	説明及び資料構成の明瞭 性、質問に対する回答の 的確性	5 点
	取組意欲及び質疑応答 能力	本業務への理解、主体性 及び質疑応答の適切性	5 点
合 計			100 点

（定性的評価の尺度）

第 6 条 二次審査の定性的評価項目は、各評価内容について、次の尺度により評価する。

評価	判断基準	5 点項目	15 点項目
A	要求水準を十分に上回り、具体性、 実現性及び有効性が特に高い。	5 点	15 点
B	要求水準を上回り、具体性、実現性 又は有効性が高い。	4 点	12 点
C	要求水準を満たし、標準的な内容で	3 点	9 点

	ある。		
D	要求水準を満たすための具体性、実現性又は有効性が一部不足する。	2 点	6 点
E	要求水準への適合が不十分である。	1 点	3 点
評価対象なし	提案又は記載がなく、評価できない。	0 点	0 点

(価格評価点)

第 7 条 価格評価点は、次式により算出する。

$\text{価格評価点} = 10 \text{ 点} \times (\text{最低見積価格}) \div (\text{提案者の見積価格})$

- 2 価格評価点に小数点以下の端数が生じる場合は、小数点以下第 2 位を四捨五入し、小数点以下第 1 位まで算出する。

(評価点の算出)

第 8 条 一次審査の評価点は、事務局が第 4 条に基づき算出した点数とする。

- 2 二次審査の評価点は、各委員の評価点の合計を採点した委員数で除して得た点数とし、小数点以下第 2 位を四捨五入して小数点以下第 1 位まで算出する。

- 3 選定評価点は、一次審査の評価点と二次審査の評価点を合算した 150 点満点とする。

(二次審査対象者の選定)

第 9 条 参加資格を有する者が 6 者以上の場合は、一次審査の評価点が高い者から 5 者程度を二次審査対象者として選定する。5 者以下の場合は、一次審査を行った上で当該全者を二次審査対象者とする。

- 2 二次審査対象者を選定する順位に同点の者が複数いる場合は、次の順により順位を決定する。

- (1) 法人の業務実績の得点が高い者
- (2) 管理技術者及び主任技術者の業務実績の合計得点が高いもの
- (3) 本業務の推進体制の得点が高い者
- (4) なお同点の場合は、当該同点者をいずれも二次審査対象者とする。

(候補者の選定及び最低基準点)

第 10 条 委員会は、選定評価点が 90 点以上の者のうち、最も高い者を委託候補者とし、次に高い者を次点者とする。提案者が 1 者の場合も、選定評価点が 90 点以上であることを要する。

(最終順位が同点の場合)

第 11 条 最終順位が同点の場合は、次の順により順位を決定する。

- (1) 「特定テーマに対する企画提案」の合計得点が高い者
- (2) 「提案内容」の合計得点が高い者

- (3) 見積書の金額が低い者
 (4) なお同点の場合は、委員会の協議により決定する。
 (視覚的表現の取扱い)

第12条 技術提案書及びプレゼンテーションにおける視覚的表現の取扱いは、実施要領に定めるところによる。実施要領に定める許容範囲を超えると委員会が判断した場合は、当該表現に係る評価項目の得点から、その2分の1を減点する。
 (その他)

第13条 本審査基準に定めのない事項は、実施要領、選定要綱及び吉野ヶ里町立中学校統合整備基本構想・基本計画策定等業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱の定めるところによる。

附 則

この審査基準は、令和8年10月23日から施行する。

別表1 (第4条関係) 業務担当予定技術者の能力及び資格の評価尺度 (各技術者5点)

判断基準	配点
資格、経歴及び専門分野が本業務の主要業務に直接関連し、担当する役割との整合が明確で、十分な活用が期待できる。	5点
資格、経歴及び専門分野が本業務に関連し、担当する役割との整合が認められ、活用が期待できる。	4点
本業務の遂行に必要な資格又は経験を有し、担当する役割を遂行できる。	3点
資格又は経験と担当する役割との関連が一部不明確である。	2点
資格又は経験と担当する役割との関連が乏しい。	1点
資格、経歴又は専門分野を提出書類で確認できない。	0点

別表2 (第4条関係) 本業務の推進体制 (10点)

評価項目	満点の判断基準	配点
役割分担及び責任体制	管理技術者、主任技術者及び担当者の役割、指揮命令系統並びに責任の所在が明確である。	3点
専門分野の構成	本業務の各業務内容に対応する専門分野の担当者が配置されている。	3点
組織的支援及び業務	繁忙時、欠員時その他の事態に対する支援・	2点

継続	代替体制が具体的に示されている。	
協力事業者との連携	協力事業者を配置する場合は、業務範囲、責任分担及び連絡調整体制が明確である。配置しない場合は、必要な専門分野を参加者内部で担保できることが示されている。	2 点